

第3号様式

第3回船橋市地域福祉計画策定委員会会議録

(令和8年7月13日作成)

1 開催日時

令和8年5月27日(水)15時00分～16時45分

2 開催場所

市役所本庁舎9階 第1会議室

3 出席者

(1) 委員

大野地平委員長、府野れい子委員、早川淑男委員、大崎徹委員、平田千重委員、浦崇委員、
加瀬武正委員、高久千也子委員、林武仁委員、松崎総一委員、中田敏夫委員、掛村利弘委員、
萩原恭子委員

(2) 事務局

福祉政策課(課長、課長補佐、政策推進係長、政策推進係員3人)

(3) その他

福祉サービス部長、株式会社名豊(計画策定コンサルティング業者)

4 欠席者

渡邊千代美副委員長、中川公二委員、山口昌司委員

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

1. 第5次地域福祉計画第1～3章(案)について(公開)

2. メインテーマについて(公開)

3. 施策体系について(公開)

4. その他(公開)

6 傍聴者数(全部を非公開で行う会議の場合を除く。)

なし

7 決定事項

1. 令和7年10月に実施した「第5次船橋市地域福祉計画策定のためのアンケート調査」(以下「アンケート」という。)の結果などを踏まえ、令和9年3月までに策定する予定の「第5次船橋市地域福祉計画」(以下「第5次計画」という。)の第1～3章(案)について意見交換を行った。

2. これまで「第1次船橋市地域福祉計画」から現行計画まで継承してきたメインテーマ「コミュニケーション船橋(シティ)の創出」について、第5次計画でも継承することとし、今後素案の協議を行う中で、修正・加筆の必要が出た際には改めて検討することとした。

3. 素案について気づいたことや意見がある場合には、「第5次船橋市地域福祉計画(案)1～3章に関する意見書」に記載し、事務局まで提出することとした。

8 議事

別紙のとおり

9 資料・特記事項

資料 別紙のとおり

特記事項 なし

10 問い合わせ先

福祉サービス部福祉政策課 TEL 047-436-2383

事務局(福祉政策課長):

ただいまより、第3回船橋市地域福祉計画策定委員会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私は、福祉政策課長の村上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(欠席委員報告)

渡邊千代美副委員長、中川公二委員、山口昌司委員が欠席であることが報告された。

(資料確認)

会議資料について確認が行われた。

(新任委員委嘱)

新任委員の委嘱状の交付が行われた。

事務局(福祉政策課長):

続きまして、会議の公開についてお伝えいたします。本会議につきましては、船橋市情報公開条例第26条により公開となります。また、会議後は会議録を作成し公開いたしますが、その際には委員の皆様のお名前につきましても公開となりますので、ご了解のほどお願いいたします。

なお、会議の開催につきまして、市のホームページにて開催日程等を事前に周知しておりますことをご報告いたします。

続きまして、傍聴についてです。傍聴者の定数を3名として市ホームページに掲載したことをご報告いたします。なお、本日は傍聴の希望はございませんでした。続いて、お手元のマイク的使用方法についてですが、スイッチを押していただきますと赤いランプがつき、マイクがオンになります。ご発言が終わりましたら、再度スイッチを押してマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会設置要綱に基づき、これより先の議事の進行を大野委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

大野委員長:

それでは、これより先の議事の進行をさせていただきます。

本日の会議終了時刻は17時頃を目途に考えておりますので、皆様ご協力のほどよろしくお願いいたします。議題に入ります前に、前回の第1、2回目の策定委員会でご欠席だった、林委員と、今回から委員になられた大崎委員に自己紹介として簡単に一言ご挨拶をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

(委員挨拶)

林委員及び大崎委員から自己紹介が行われた。

大野委員長：

ありがとうございました。それでは、議題に移ります。配付されております次第に沿って進行させていただきます。

次第 1「第 5 次地域福祉計画第 1～3 章(案)について」です。事務局より説明をお願いします。

事務局(福祉政策課政策推進係員)：

本日は、次期地域福祉計画の総論部分にあたる 1～3 章について、まず事務局より、章ごとに概要をご説明させていただきますので、その後、内容についてご審議いただければと思います。

なお、この内、第 3 章のメインテーマ部分を議題(2)、施策体系部分につきましては、議題(3)として設定させていただいておりますので、その際に別途ご説明させていただきます。

それではまず、資料といたしまして、インデックス 2「第 5 次地域福祉計画第 1 章～3 章の概要について」をご覧ください。

まず、第 1 章～3 章の全体的な構成からご説明させていただきます。

大まかな構成については、現行の第 4 次計画と同様の順番になっております。

第 1 章が「計画の策定にあたって」というタイトルで、社会的な状況や、計画の趣旨・位置づけ及び策定体制等、計画の大きな方向性や策定の背景についての内容となります。

次に、第 2 章が「船橋市における地域福祉の現状と課題」というタイトルで、現行計画の進捗状況や高齢化率など計画の内容と関連が深いと考えられる市のデータ、各種アンケート等の結果、またそれらの内容に鑑みた地域福祉を取り巻く課題を記載しています。

次に、第 3 章が「計画の基本的な考え方」というタイトルで、計画の理念、メインテーマや施策体系等、計画の骨子にあたる部分となります。

それでは、改めまして、第 1 章から概要をご説明させていただきます。

インデックス 3「第 5 次地域福祉計画第 1 章(案)」をご覧ください。

まず、第 1 章「計画の策定にあたって」の 1「この計画でめざすこと～地域福祉とは～」の部分です。

前段部分では、地域福祉のイメージや地域に住む誰もが担い手であり受け手となること。中段部分で、2040 年に向けて全国的に単身世帯の増加が見込まれ、複数の地域生活課題を抱えるなどの福祉ニーズが一層多様化・複雑化していること。最後に、そのような状況に対し、分野を超えた関係者の連携の必要性であることを記載しています。

続きまして、2 ページ「2 地域福祉の役割分担」について説明します。現行計画と同様、地域福祉推進のために、それぞれの立場で努力し実現していくことを、「自助」、「共助・互助」、「公助」に区分し、その役割について説明しています。また、現行計画で掲げていた四つ葉のシンボルマークを継承し、個人、地域社会、行政が連携しながら、地域福祉の推進を図る旨を記載しています。

続きまして、4 ページ「3 計画策定の趣旨と背景」です。まず、「(1)社会的な現状・計画策定の趣旨」として、生活スタイルや価値観が多様化する中で地域のつながりが希薄化し社会的孤立や 8050 問題などの複合的な課題が増加しており、従来の縦割りの支援では対応が困難な状況にあります。そのような状況に対応するため、本市は令和 5 年度より「重層的支援体制整備事業」を開始し支援に取り組んでいますが、行政だけで対応していくのには限界があり、市民一人ひとりの理解と行動の重要性が高まっていることから、今後 6 年間の地域福祉の方向性を示す第 5 次船橋市地域福祉計画を策定する旨を記載しています。

次に「(2)法律等の動向」です。こちらは地域福祉計画に関連の深い、介護分野、障害分野、子育て分野、生活困窮分野等の法令等の変遷や社会的な出来事について、計画策定の背景のひとつとして記載しています。

続きまして、6 ページ「4 地域共生社会について」です。「地域共生社会」は、現行計画に引き続き 5 次計画のキーワードとなるため、独立したページにしています。内容としては、従来の分野別の制度等では対応しきれない課題を踏まえ、それらの制度ごとの関係を超えた、多様な主体の参画などを目指す、地域共生社会の実現が必要となってくるという国の経緯を記しています。

7 ページに進みまして、地域共生社会の考え方は、第 1 次の地域福祉計画より推進してきた「共助社会」の構築にも通じており、本市において今後も地域共生社会の実現を目指していく旨を最後の段落に記載しています。

続きまして、8 ページ「5 計画の位置づけ」です。まず、「(1)地域福祉計画とは」の部分で、計画の法的な位置づけはもとより、地域福祉が必要とされてきた経緯、計画の特色等を記載しています。地域福祉計画は、分野ごとの縦割りではなく、地域住民・関係機関・行政が一体となって地域福祉を推進するための仕組みづくりのための行政計画といえます。法的な観点としては、社会福祉法第 107 条に基づいており、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組む事項などを一体的に定める「福祉の上位計画」として位置づけられています。これらのことから、船橋市地域福祉計画は市における地域福祉推進の基本方針であり、共通理念や方向性を示すものとなります。同時に、他の福祉関連の計画に横串をさし、包括的に福祉を推進していくことが特徴であると考えています。

続きまして、9 ページ「(2)他計画との関連」に移ります。市の最上位計画である総合計画や県の地域福祉支援計画との整合性を保つこと。また、高齢者、障害者、子育てなど福祉の各個別計画の基盤とすることや、福祉以外の関連分野との連携を図ることを記載し、ページ下部には位置づけのイメージ図を載せています。また、地域福祉計画は福祉分野のいわゆる上位計画として位置づけられていますが、本市においては、その中でも地域福祉に関連の深い事業等について取り扱うこととし、それ以外の事項については従来通り各個別計画にて管理することとします。その他、個別計画では網羅しきれない狭間の課題等に対する方向性や、重層的支援体制整備事業実施計画についても本計画に内包する形で盛り込みます。

10 ページ「(3)地域福祉活動計画との関連」では、市社会福祉協議会が策定する「船橋市地域福祉活動計画」の説明とその関連性を記載しています。市の地域福祉計画は、「官民の協働による地域福祉の推進計画」という位置づけとなります。市社協の地域福祉活動計画は、それと両輪の関係となり、共助・互助を中心とした課題に民間の立場で取り組むことを示す「民間相互の協働による行動計画」ということを表しています。

次に、11 ページ「6 計画の期間」に進みます。計画の期間は令和 9 年度から令和14年度までの 6 年間とし、下の図には関連する個別計画の計画期間を掲載しております。

次に、12 ページ「7 策定体制」です。こちらで1章の最後となります。策定体制として、まず本委員会及び庁内検討委員会を設置し、各種アンケートを実施いたしました。計画の素案の完成後は、パブリック・コメントを実施し、最終的に第 5 次船橋市地域福祉計画を策定いたします。

第 1 章「計画の策定にあたって」については、以上です。

大野委員長：

はい、ありがとうございました。ただいまの第一章の部分について、ご質問等々あればよろしく願います。ぜひ、活発なご議論をしていただければと思います。総論的な部分になっているので、皆さんが今説明を受けていただいた中で、しっくりこないところがあれば、出していただきたいです。

例えば、「横串」だと伝わりづらい可能性があるので、「横断的」にした方がいいのではないかと、というような意見でも構いませんので、ぜひ皆さんのご意見をお聞かせください。

いかがでございましょう。例えば、船橋だと「自助」「共助・互助」「公助」になっているのですが、他の市だと「互助」が入っていないというところがあったと思います。これは確か介護保険計画と横並びにするために盛り込んだと記憶しております。そのあたりを含めて、皆さんが感じるところをお聞かせください。

では、細かいところですが、私の方から 9 ページの、地域福祉計画と、地域福祉活動計画の位置関係について、その次のページに地域福祉活動計画と、地域福祉計画の関連性が細かく説明されているところだと思います。何回も委員として参加されている方は、この図の表記でわかると思うのですが、初見の方には、この地域福祉活動計画が行政計画の 1 つに見えてしまう可能性があるのでは、かっこを付けて「社会福祉協議会」と記載した方がいいのではないか、ということでも大丈夫です。

ちなみに、素朴な質問ですが、船橋市は「子供」のことは全部ひらがなで「こども」表記にするということで統一されているのでしょうか。

事務局(福祉政策課長):

事務局でございます。国が社会福祉法関連の説明をする中で、ひらがなで説明することが多いかと思いますが、船橋市の中で表記をひらがなに統一すると決められているわけではございません。

大野委員長:

では、これはあえてひらがなで表記されたということですね。

他にご意見はいかがでございましょう。はい、お願いします。

加瀬委員:

前にもこの話はさせていただいたかと思います。9 ページの重層的支援体制整備事業について、本当に困っている方のために力を入れて取り組んでほしいという事業だと考えています。職員の方は大変かなと思いますが、例として、高齢の夫婦が住んでいて、ご主人が亡くなったとすると、残された奥様は行政にご主人が亡くなったための届け出やもろもろ保険などの手続きをする必要があります。

高齢になって役所に行った時に「これは何階です」「これは何階です」とたらい回しにされることは本当に避けてほしいと考えます。ですから、どこまで取り組んだらいいという制限はないと思いますが、心の通ったような重層的支援体制を作っていただきたいというお願いです。以上です。

大野委員長:

ありがとうございます。地域福祉計画の今回の核にもなっていますよね。それをどう盛り込んでいくかというところになっていきます。ありがとうございます。

例えば、地域福祉活動計画のことが出ているので、ご意見などいかがでしょうか。

浦委員：

はい、私も地域福祉活動計画は昨年初めて見て、まあこういう活動をしているのだなということを認識したところです。地域福祉計画と両輪という考え方は、計画と実効性を持たせるために方針としてこういう形で表されているので非常によろしいかなという印象です。

全体として見ると第 4 次までの書き方を踏襲されているので、大きく変わらないのであれば、このままでもよろしいかと思っています。

大野委員長：

ありがとうございました。どうぞ。

府野委員：

先ほどの重層的支援体制整備事業ですが、今進められておりまして、民生委員もそうですが、色々な支援者と個別支援会議をして支援を必要とする方に寄り添って、という形で進んでいますので、どうぞ安心ください。

大野委員長：

ありがとうございました。心強い御発言をいただきました。

では、一旦ここで区切らせていただいて、第 2 章の説明をお願いいたします。

事務局(福祉政策課政策推進係員)：

第 2 章の概要といたしまして、インデックス 4 の第 2 章の案をご覧ください。1 ページ、第 4 次船橋地域福祉計画の進捗の部分でございます。こちらは、第 4 次船橋市地域福祉計画の進捗について、掲載をさせていただいているページになります。前段部分では、平成 17 年度に初めて計画を策定してから現時点にかけて、地域福祉計画で取り組んできたことについて掲載しており、後段部分では、地域福祉計画推進委員会に、地域福祉計画に掲載されている事業と、地域福祉活動計画の進捗状況を報告し、内容を検証、評価いただき、進捗管理を行ってきたことについて掲載をさせていただいております。続きまして、続きまして、2 ページ「(1)公助項目の進捗評価」に移ります。

毎年度作成している地域福祉計画推進事業要覧の公助項目の進捗評価の結果を掲載しております。第 4 次計画に掲載している事業について、所管している各課で自己評価をした結果をまとめたものであり、令和 6 年度、令和 7 年度分のデータについては今後更新予定となっております。

続きまして、6 ページ「(2)船橋市地域福祉計画推進委員会からの意見」です。

第4次地域福祉計画において、地域福祉関係団体や学識経験者等を委員とする「船橋市地域福祉計画推進委員会」を設置し、進捗管理を図ってきました。本計画の策定委員会へ第4次計画の振り返りや第5次計画への期待等を引継ぐため、提言をいただいた項目について記載しております。

6つの項目がありまして、それぞれ①重層的支援体制整備事業について②「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」について③地域包括ケアシステムの構築について④共働き世帯が子育てしやすい環境づくりについて⑤潜在的な要支援者への支援について⑥その他となっております。

次に8ページ「2 船橋市の現状」です。

こちらの項目では人口や世帯状況などを掲載していきます。次のページでは総世帯数の推移、高齢者単身世帯数、高齢者夫婦世帯数、10ページでは要支援・要介護認定者数の推移、ひとり親家庭の状況、11ページでは障害のある人の状況、外国人住人の状況、12ページでは生活保護の状況、町会・自治会の状況、13ページでは市の財政状況を掲載する予定です。

これらのデータにつきましては、なるべく最新のデータを掲載したいと考えており、順次更新予定となっております。

続きまして、14ページ「3 アンケート調査等から見える現状」です。令和7年に市民、団体、相談支援機関、法人を対象に実施したアンケート調査結果について掲載しております。

事前資料として別冊にてアンケート調査結果報告書と抜粋版について送付させていただいたところですが、すべてを盛り込むとかなりのボリュームになってしまいますので、主だった設問を抜粋しております。

15ページから24ページが市民調査結果、25・26ページが団体調査結果、27ページが相談支援機関調査結果、28・29ページが法人調査結果という構成となっております。

続きまして、30ページ「4 地域福祉を取り巻く課題等」についてご覧ください。こちらでは、これまで掲載してきたデータに基づき、社会的な背景や現状、課題とそれらから求められることについて現行計画の基本方針ごとに記載しています。

(1)心をつなぐ地域づくりでは、「人と人のつながりや、家庭や地域における支え合いが希薄化している」「日常生活に不安を抱えている人に対する孤独・孤立対策が全国的な課題となっている」という社会背景があり、本市の現状としては「町会・自治会加入率は低下傾向」にあります。

アンケート結果から見える課題として、近所づきあいの状況では、「ほとんど近所づきあいはない」の割合が約2割と、令和元年度調査より増加している。特に、40歳未満で高くなっており、理由として「仕事等で忙しく時間がない」、「生活時間が異なり接する機会がない」が上位にあげられ、ライフスタイルの違いが地域との交流に影響を与えていると考えられます。近所づきあいがあまりない理由として、時間や機

会がないことが多く挙げられているなかで、「近所以外に相談したり助け合ったりできる人がいるため」との意見もあり、家族や友人のほかSNS等顔の見えないつながりが増えてきていることがうかがえます。

また、ボランティアや市民活動に関する情報について、「入手できている、市民の割合」は、令和元年度調査から変わっておらず、情報を必要とする人へ十分届いていないことがうかがえる。

団体調査において、「ボランティアや福祉に関心のある人が少ない」、「自分の住む地域に関心がない人が多い」といった住民の意識の希薄化が課題としてあげられている。といった整理をしております。

そこで求められていることとしては、人権や福祉に関する普及啓発活動をさらに推進し、福祉を身近に感じる市民の増加を図ることが必要・忙しい現役世代や新旧住民が、日常の中で自然に「顔の見える関係」を築けるようなきっかけ・場づくりが必要。SNS やホームページ、回覧板など、ターゲットに合わせた多様な媒体を組み合わせ、地域の活動情報を誰もが円滑に取得できる情報発信方法が必要。町会・自治会加入率の低下やライフスタイルの変化を踏まえ、既存の組織枠組みに捉われない、柔軟で多様な参加形態の検討が必要。公共施設のみならず、民間の空き店舗や福祉施設の地域開放を促進し、多世代が日常的に集い、相談し合える「居場所」の整備が求められている。と整理しております。

次に 31 ページ(2)楽しく暮らせる地域づくりについてです。

社会背景としては「誰もが自然に集える「居場所」や「交流の場」を確保し、市民の幸福感(ウェルビーイング)を高めることが共通の課題となっている。」であり、本市の現状としてはボランティアや市民活動に参加したきっかけとして、町会・自治会の呼びかけや学校の授業・PTA・課外活動の一環として、といった内容が上位に挙げられており、既存の組織や教育現場が社会参加の重要な入り口となっていること。一方で、ボランティアや市民活動に“関心がない”市民は約 4 割となっており、参加状況についても「参加したことはない」の割合が 7 割以上と、ともに令和元年度調査から増加している状態です。

課題として、参加したことがない理由は「時間が足りない・忙しいから」「健康に自信がないから・高齢であるから」「活動に興味が無いから」が上位にあげられており、ボランティア活動に参加する時間的余裕がない人が多い傾向があり、地域活動の担い手不足がさらに加速し、地域活動の継続ができなくなる可能性がうかがえます。

また、市民の約 4 割が、地域住民が集まる場所を「足りていない」と感じており、特に「多世代が交流できる居場所」「地域住民が気軽に話し合いなどを行うことができる居場所」があげられています。

さらに、多様な生活状況や特性を持つ方々にとって住みにくい理由として、「道路の段差が多かったり、歩道が整備されていないなど外出しにくい」「交通機関が不便・利用しにくい」「利用しやすい公共施設が少ない」が上位にあげられており、ユニバーサルデザイン、バリアフリーの視点に立ったインフラ環境の整備が不足していることがうかがえます。

そこで求められていることとしては、活動の担い手不足を解消するため、短時間や単発で参加できる仕組みづくりなど、忙しい現役世代でも関わりやすい環境整備が必要。バリアフリー化の推進や移動支援サービスの充実により、高齢者や障害のある人、子育て世帯が安心して社会参加できる環境の構築が必要。と整理しております。

次に 32 ページ (3)安心して暮らせる地域づくりについてです。

社会背景としては、8050 問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、複合的な課題を抱える家庭が増加している。従来の縦割りによる公的な支援制度の枠組みでは十分な支援が受けられない「制度の狭間」の問題がある。であり、

本市の現状としては、アンケート結果から約 2 割の市民が隣近所に気にかかる人がいるとの回答があり、市では対象を限らないワンストップの相談窓口「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」で市民の多様な相談を受け付けています。

困ったときに、隣近所に助け合える人がいればよかったと思ったことがある市民は 2 割半ばとなっています。

課題としては、「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」の認知度は約 6%と、複合化・複雑化した課題に対応するための支援体制を構築しているものの、窓口そのものが必要な市民に届いていない可能性がうかがえる。

相談支援機関調査では、9 割以上が、課題が複雑であったり解決困難な相談が増えていると回答しているものの、約 6 割の相談支援機関が市の担当部署や相談機関等との連携がスムーズに行われていないと回答しており、増加する複合化・複雑化した市民の課題に対する連携体制に課題がある。

と考えられます。

そこで求められていることとしては、「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」等の相談窓口の更なる周知を図るとともに、自らSOSを出せない潜在的な支援ニーズを早期に発見する体制が求められる。

分野を超えた情報共有と円滑な支援に向けたコーディネート機能の充実が必要。

住民同士の「顔の見える関係」を基盤とした、孤独・孤立の防止や虐待の早期発見に繋げる地域力の向上が必要。と整理しております。

最後に 33 ページ (4)地域福祉推進のための地域づくりについてです。

社会背景としては「地域課題の解決に向けて、分野を超えて関係者が連携し、対応していくことが求められている」であり、本市の現状としては、第 4 次船橋市地域福祉計画の推進にあたり、地域福祉計画推進委員会にて進捗管理を行っている。

地域の問題解決において「行政と住民が協力して考えていきたい」と回答した市民が半数以上と、協働への意識が浸透している。

法人の約 6 割が地域行事に参加したり施設見学を受け入れるなど、地域資源としての機能を発揮し始めている状態です。

課題としては、団体調査において、福祉関連の分野で特に行政が力を入れて取り組んでほしい施策について、「住民相互のまとまりや助け合い(地域交流事業の促進支援)」「ボランティアや福祉に関する教育・体験(学校教育、社会教育の充実)」「地域資源の活用(人的資源・公共施設・民間施設の活用)」が上位にあげられている。

法人が地域活動に取り組むうえでの課題として「本業が忙しく時間の余裕がない」「活動のための予算確保が難しい」「連携する団体を見つけることが難しい」が上位にあげられている。と考えられます。

そこで求められていることとしては、第5次船橋市地域福祉計画の推進にあたり、進捗管理を行う仕組みが必要。住民・ボランティア・市民活動団体・法人が、それぞれの特性を活かしながら効果的に連携できるよう、マッチングやプラットフォーム機能の強化が必要。社会貢献活動に意欲のある法人が、本業とのバランスを保ちながら継続的に地域に関われるよう、財政面やノウハウ提供などの支援策の検討が必要。行政・民間を問わず、既存の施設や人材等の地域資源を最大限に活用し、効率的かつ持続可能な支援体制を構築することが求められる。と整理しております。

第 2 章について、説明は以上です。

大野委員長：

はい、ありがとうございます。それではご意見ある方よろしく願いいたします。質問ももちろん結構でございます。皆さんが所属しておられる団体からのものもありましたし、問題点のまとめですね。求められることという形で、こういったまとめ方をしているという例示が出されております。内容について、もう少し突っ込んだ方がいいんじゃないかと、違和感のあるものなども含めまして、皆様方の忌憚のないご意見いただければと思います。では、お願いします。

浦委員：

社会福祉協議会の浦です。2 点ほどありまして、1 つは「船橋市の現状」ということで、データが載っているんですけど、地域福祉計画の中で、先ほど出た子供の話だとか、地域福祉計画がこども計画の上位計画として位置づけられているのであれば、例えば、これに関係するような子供のデータ、児童と言われているところの 0～18 歳の数の推移とか、あとは例えば、単身世帯から、共働き世帯まで、どういうふうに推移してきて、それが本当に地域活動に参加できないような要因となっているかどうかについて考えら

れるような要素も含められたらいいのではないかと思います、いかがでしょうかということが1点目になります。

2点目は計画の構成の話になります。私、じっくりこれを見させていただいたのは初めてでした。30ページ以降の「4 地域福祉を取り巻く課題等」の中のかっこ書きで出る副題の部分。これが最初何のことかわからなかったです。読み進めていく中で、第3章の中で初めて基本方針の柱1から3と土台の部分という形で説明書きがありました。初めて見る方にとってこの言葉っていうのは、もっと前段で出てこないかわかりづらいのかなと思っております。どこかの部分でちょっと触れられたらいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

大野委員長：

今のご提案について、事務局の方で何かありましたらお願いいたします。

事務局(福祉政策課長)：

ご質問ありがとうございます。1つ目のご提案が、地域福祉計画がこども計画の上位計画であり、重要な要素の1つであるから、子供に関する基礎データをもう少し盛り込んだ方がいいんじゃないかというご指摘で、ご指摘のとおりかと思います。8ページには人口の構成を掲載しておりますが、年少の人口が何人いるかというところまででして、あと10ページでひとり親家庭の世帯状況は載っているのですが、全体のバランスを見ながら事務局の方で検討させていただいて、また、何らかの形で提案させていただきたいと思います。

2つ目のご質問は、30ページ以降の「4 地域福祉を取り巻く課題等」(1)から(4)が、後から出てくる柱と土台の話であるということが、初見の方には分かりづらいというご指摘だったかと思います。確かに、この5次計画だけを見たときに、わかりづらい面があると思うので、改めてどのような形が望ましいかご提案をさせていただければと思います。以上でございます。

大野委員長：

ありがとうございます。では、修正込みということで、ぜひわかりやすい形にさせていただければと思います。ほかにご意見がございましたが、お願いします。

早川委員：

自治会連合協議会の早川です。私も今回、資料をじっくりと読ませていただきましたが、頭にすっきり入ってこなかったというのが正直なところ。これまで第1次から第3次ときている計画ですから、継

続性を保つのは当然です。ほとんどが第 4 次を踏襲されてきていると思いますが、第 5 次の目玉というか、何かそういったものはあるのかなと感じました。

いろいろ読んでみましたが、総論的な話が中心で各論が見えないという感想です。例えば、30 ページにある「地域福祉を取り巻く課題」って、まさにここに書かれているとおりです。そうであれば、求められることの中で何をやるのか、検討が必要とか、居場所の整備が求められるっていうのは確かにありますが、具体的にどういうものを活用して居場所を作っていけばいいのかとか、そういう提言みたいなものっていうのは、これから入ってくるのかどうかお伺いしたいと思います。他にもいくつかありますが、長くなってもいけないので、このくらいにしておきます。

大野委員長：

ありがとうございます。まあ、今回総論ということですが、事務局からお願いします。

事務局(福祉政策課長)：

はい、ご質問ありがとうございます。今の第 2 章が、現状や課題を分析するところではあったのですが、これまで第 1 次からの中で、基本的な内容は第 4 次に引き続いての流れを踏襲している中で、抜本的に変えるような内容には作ってはいないんですが、具体的にどの辺が変わるかなどについては、3 章の中でまた詳しく説明をさせていただければと思います。重ねてご意見をいただけると助かります。以上でございます。

大野委員長：

では、3 章の説明の時にということでよろしいでしょうかね。団体調査もありましたので、皆様方の所属されている団体とかから見た感じというのもいただければということです。お願いします。

平田委員：

障害福祉団体連絡協議会の平田と申します。よろしくお願いいたします。私どもの団体は、障害者当事者とその家族の団体になります。今回のアンケートの内容は地域活動の担い手となる団体の方向けのアンケートなんですね。担い手と障害者や要介護の方など、支援をしていただく立場になってしまう人を分けるのは良くないというお話もありましたが、調査母体を考えると、担い手側の意見が強く出てしまうと感じました。実際にご家族の介護をしていらっしゃるご家族の意見や、例えば、障害者当事者の意見はどこに入るのかと言えば、この市民の 3,000 人の中に網羅されているので問題はありませんっていうのが、たしか昨年度最後の回のご意見だったと思いますが、やっぱり見ていて、本当に当事者がどう感じて

いるかというのは、全然読み取れないなというのを感じてはおります。それと、近所付き合い、ご近所に困りごとを相談できるかどうかというアンケートがありまして、実際、あまり相談ができていないという調査結果が出ています。その情報で、地域活動が活発でないって捉え方をされているのかなと、全体的に感じております。しかしながら、本当に介護度の重い方、障害の重い方に対して、ご近所で対応できることって、もっと一般的なことになります。相談をしなければならないことというのは、多分、介護施設であったり、関わりのある団体に相談をする。相談先があれば、それはご近所でなくても問題はなくて、必ずしもすべて一切合切を地域で背負わなきゃいけない問題ではないと思っております。なので、ご近所に相談ができないというこの情報を取り上げて、地域活動が活発でないという感じに受け取られるのはいいかなものかなと感じております。以上です。

大野委員長：

ありがとうございました。事務局お願いします。

事務局(福祉政策課長)：

はい、ご意見ありがとうございます。今回、この高齢者、障害者、子供などの視点で、福祉の上位計画である計画でございますので、ご指摘のような内容は大変もったいなくご視点でございまして、本来であれば、こういったアンケートをするにあたって、そのような効果を逆算して考えていかなければならなかった視点なのだろうなというのは、いうならば、目からうろこが出るようなご指摘でございました。確かに、3,000人という母数の中で、障害をお持ちで困りのご本人、ご家族を対象に、クロス集計のようなものを行うことが可能だったのではないかというのは、お話を伺っている中で思いを巡らせていたような状態でございます。現段階で、具体的に何ができるかという段階ではないのは、重々承知しながらも、ちゃんと考えなければいけないことだと認識させていただきました。何か具体的な回答まではできませんが、正直な感想といいますか、正直な意見でございます。

大野委員長：

ありがとうございます。あと、公団のその地域、住民同士の関わりがないから、イコール、地域活動が活発でない、ではなくてということですよ。実際そのとおりで、確かに住民同士の関わり方というのが基本ではあるけれども、それだけではなくて、地域福祉というのは、行政とか施設など、諸々込々の全部合わせての地域なので、住民同士の関わり合いだけが地域じゃないよ、それも地域だけどっていう話ですよ。アンケート結果の中で、それだけをピックアップしてではなくて、という点は、書きぶりの中で踏まえておかないといけないのかな、というところはある可能性がある。この部分は、積極的にできているけ

れども、この部分はやさしい。例えば、船橋の特徴で言うと施設とか、いろんなものは使われていて団体もよく頑張っているけれども、住民同士の関係が希薄でという形になってくるのか。冒頭に今回のデータだけを参照すると、というような文言が少し入ってくるとよりの確かなと思います。皆様よろしいでしょうか。お願いします。

早川委員：

今のそのお話の住民同士の関係が希薄っていうのは、それぞれのところによって、かなり違いがあるのだらうと思います。遠くの親戚より近くの他人同士、万一災害があった時には助ける関係で、日頃から濃密とは言わなくても、お付き合いをしていきましょうね、というのが、私たち町会・自治会を運営していく上での基本的な発想です。

その中で、できるだけ声かけをして、参加をしていただくように呼びかけているのですが、かつてのコロナの外出自粛の関係があって、出不精になってしまった方が結構多くなっています。それが何やら関係性が希薄化しているみたいに言われているのですが、地域によって、かなり違いがあるように思います。

それと、今回の団体アンケートについてです。私どももいろいろ回答に迷う部分が多くありました。「心をつなぐ地域づくり」「楽しく暮らせる地域づくり」などの内容でいろいろあって、それでこれを見ると、「近所付き合いがあまりない」という結果がでているので、誰がこの地域福祉計画を見るかによって異なるのでしょうか、安心してしまう人が出るのではないかと危惧があります。自分だけじゃなくて、こんなに多くの人たちが付き合いたくないと思っているんだ、みたいな、そういった印象を与えるのは良くないなと率直に思います。

それと、この「交通の便が不便で利用しにくい」という回答もあったようですが、これも地域ごとによって相当の違いが出てきています。良いところもあれば、悪いところもある。こういった課題というのは、確かにここに書かれている通りだらうと思います。

それから、「利用しやすい公共施設がない」ことについては、町会・自治会館を持っているところ、あるいは公民館が身近にあるところの人は、そんなに感じていない可能性があります。

何よりも今、私たちが一番地域の中で懸念しているのは、空き家問題です。空き家が増えていって、その空き家をリフォームしていろんな施設を作る動きが加速化してきている地域があります。1つの町会に、6つの7つのリフォームした施設、いろんな障害者の方とか、いろんな方の施設ができてきて、これがまた1つ、住民とのトラブルのもとになっているところもあります。差別をするつもりは毛頭なくても、夜中にどンドン壁を叩かれたり、あるいは奇声を発されたりということが継続的に行われてくると、周りにいる

人たちが疲弊してしまいます。それについてなんとかならないかと相談が来ます。こういったものも、課題の1つとして挙げられてきます。

先ほど少し申し上げた交通機関の問題に関して言うと、船橋市にここの交通なんとかしてくださいと何度お願いしても、県道国道が原因の中心になっていて、改善される見込みがありません。例えば、県道であれば、葛南土木に、国道であれば、国道事務所をお願いすることになります。船橋市はつなぎ役でしかなくて、県や国に伝えただけで終わってしまいます。だから、どうしても改善されず、県も国もなかなか動いてくれません。これが交通の一番の難関だろうと思います。

今、地域でいろいろ抱えている問題はたくさんありまして、このようなことがすべて、私たち地域福祉という点でいけば、社会福祉協議会、地区社会福祉協議会と自治会連合会両輪で対応していますが、最終的な担い手というのは、やはり地域の人でしかないので、お隣近所に声かけ、見守り、といったことも含めて、これから「楽しく暮らせる地域づくり」、あるいは「安心安全な地域づくり」、このようなことをしていかなければなりません。

そのような時に一体今回のこの地域福祉計画はどなたが見て、どなたが推進していくのかがはっきり見えてないので、その辺のPR というのは、認知度向上というのは、このようなことをぜひ力を入れていただいた方がいいかな、という感じがいたします。

大野委員長：

ありがとうございます。では、ここで一旦区切らせていただいて、3 章に行きたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局(福祉政策課政策推進係員)：

第3章(案)についてご説明させていただきます。インデックス5の第5次地域福祉計画第3章(案)をご覧ください。

まず、第3章は、前半の1ページから3ページまでは、「地域福祉計画の理念」及び「計画のメインテーマと基本方針」について記載しています。メインテーマについてはこの後、議題(2)でご審議いただく際にご説明させていただきます。次に、4ページ、5ページで記載している「福祉の共通事項」は福祉に関する個別計画を横断的につなぐ上位計画として分野をまたいで取り組む事項について記載をしております。内容といたしましては、(1)地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進(2)重層的支援体制整備事業の推進(3)SDGsを踏まえた取り組みの推進についてです。6、7ページについての「計画の施策体系」及び「重点施策～地域共生社会の実現に向けて～」は、本日の3点目の議題部分となりますので、議題3をご審議いただく際にご説明させていただきます。8ページについては「計画の進捗管理と評価」に

についてお示ししております。4 次計画でも実施しております評価体制と評価方法を継続する旨を記載しております。

では、第 3 章 1 ページをご覧ください。

船橋市地域福祉計画の理念は、本市がめざす地域福祉の姿として普遍的な考え方であり、国の掲げる「地域共生社会」の理念にも通じているため、第 5 次計画においても継承することを記載しています。

次に、2 ページの「計画のメインテーマ」についてです。こちらについては議題(2)の方でご審議いただきますが、現段階においては、これまでのメインテーマを継承し、地域の人と人が出合い、困ったときには相互に助け合っていけるような仕組みづくりを進めることを記載しています。

続きまして、3 ページの基本方針(3 本の柱と 1 基の土台)です。第 2 章での市民調査から見てきた本市を取り巻く課題やこれまでの取組を踏まえ、地域福祉計画の取組みの 3 つの柱と 1 基の土台を定めます。3 本の柱は、柱 1 心をつなぐ地域づくり先ずは知り合い、柱 2 楽しく暮らせる地域づくり共に楽しみ・遊んで、柱 3 安心して暮らせる地域づくり困ったときには助け合う、です。1 基の土台につきましては、地域福祉計画推進のための仕組みづくり、です。

基本方針についても大枠を変えず 4 次計画から継承する予定としております。

まず、柱 1「心をつなぐ地域づくり」ですが、先程の第 2 章において、第 2 章の 30 ページに記載している「地域福祉を取り巻く課題」の中で、市民調査の結果として「ほとんど近所のつきあいはない」方の割合が増加しており、特に 40 歳未満の割合が高くなっていることや、団体調査の結果として「ボランティアや福祉に関心のある人が少ない」「自分の住む地域に関心がない人が多い」といった住民の意識の希薄化が課題としてあげられています。そこで、柱 1 では福祉教育や世代間交流などにより周りの人たちや地域への興味・関心を高めるなど、福祉意識の向上と相互扶助意識の醸成を図っていくというものです。

次に、「柱 2 楽しく暮らせる地域づくり」です。先程の第 2 章の 31 ページにおいて、ボランティアに参加したことがない理由が時間的余裕がない人が多い傾向があり、約 4 割の市民が地域住民が集まる場所を「足りていない」と感じているという課題がありました。また、市民調査において生きがいを感じている人ほど困った時に相談できる人の割合やボランティア、市民活動に参加している割合が高いことがわかりました。そのため、柱 2 では、一人ひとりが地域でいつまでも生き生きと暮らし、幸せを実感しながら暮らせるように、ライフステージや個人の心身の状態に合わせた健康づくりや居場所づくりの推進や地域活動、ボランティア活動などの社会参加を支援する。また、社会参加の基盤づくりとして、就労や居住、移動支援等の充実を図っていくというものにしております。

柱 3 の「安心して暮らせる地域づくり」は、先ほどの第 2 章の 32 ページにおいて、市民調査で各相談窓口の認知度が十分でない状況がうかがえたことや相談支援機関調査では、課題が複雑であったり解

決困難な相談が増えているとの回答が多かったことから、柱 3 では、複合化・複雑化する生活課題に「包括的に」対応するため、誰もが必要に応じて福祉等に関する情報が得られるような、わかりやすい情報提供に努めます。併せて、身近な地域における相談機能の充実と連携強化を通じて、市民が気軽に相談でき、適切な支援に円滑につながる体制の構築を図っていくというものにしております。

最後に、柱 1～3 の土台となる「地域福祉推進のための仕組みづくり」の部分では、第 2 章の 33 ページの、法人調査において「法人の約 6 割が地域行事に参加したり施設見学を受け入れるなど、地域資源としての機能を発揮し始めている。」ことが現状として見えてきたが、一方で『法人が地域活動に取り組むうえでの課題として「本業が忙しく時間の余裕がない」「活動のための予算確保が難しい」「連携する団体を見つけることが難しい」が上位にあげられている。』といったことから土台では、地域福祉活動を推進するため、地域に関わる組織・団体等の活動の充実を図る等、多様な主体の参画を促進する、というものにしております。

次に、3 章 4、5 ページ「3 福祉の共通事項」についてです。

本計画は、高齢者、障害者等に関する個別計画を横断的につなぐ福祉分野の上位計画として、分野をまたいで取り組む事項について記載をしております。内容といたしましては、(1)地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進(2)重層的支援体制整備事業の推進(3)SDGsを踏まえた取り組みの推進について記載をしております。

次に、6 ページ「4 計画の施策体系」と 7 ページ「5 重点施策～地域共生社会の実現に向けて～」については議題(3)にてご審議いただきますので、後ほど説明させていただきます。

最後に、8 ページ「6 計画の進捗管理と評価」についてです。

5 次計画の推進のために学識経験者や市民組織代表者などの外部委員で構成する「地域福祉計画推進委員会」を組織し、進捗管理を行っていく予定です。4 次計画においても組織されており、計画に掲載されている事業の進捗状況をまとめた「地域福祉計画推進事業要覧」と船橋市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」の進捗状況の報告をもとに、その内容を検証・評価し、市長及び船橋市社会福祉協議会会長へご提言をいただき、取り組みに活かしていく予定です。議題(1)の第 3 章について、説明は以上です。

大野委員長：

はい、ありがとうございました。では、第 3 章部分についてご質問ご意見等あればよろしくお願ひします。基本的には踏襲の部分があるというところになっていて、さらに細かくはこの後の説明のある次第 3

の施策体系のということで、この時点では大丈夫ですかね。それでは、この後のメインテーマであるとか、施策体系のところで、合わせてご議論いただければと思います。

では、続いて次第 2 に移りたいと思います。メインテーマについてです。事務局をお願いします。

事務局(福祉政策課政策推進係員):

先日の第 2 回策定委員会の中で、事務局から現行のメインテーマである「コミュニケーション船橋(シティ)の創出」について、より市民に伝わりやすい表現を検討したいとご提案させていただき、調査票への回答をお願いさせていただきました。ご協力いただきありがとうございました。

調査結果をまとめたものがインデックス 6 になります。

現行のままでよいか、どちらでもよいか、変更した方がよいか、という 3 択からご回答をいただき、結果は現行のままでよいが 4 名、変更してもしなくてもどちらでもよいが 11 名、変更した方がよいが 1 名で、現行のままでよい、変更してもしなくてもどちらでもよいを合わせた 15 名が現行のメインテーマを支持・容認するという結果になりました。

また、委員の皆様からご提案いただいたメインテーマ案としては、以下の 6 点、

自由記述のご意見としては、以下の 6 点をいただいております。

調査結果を受け、事務局からの案としては現在のメインテーマ「コミュニケーション船橋(シティ)の創出」を継承し、メインテーマの達成の道筋をつけていけるようにしていきたいと考えております。説明は以上です。

大野委員長:

ありがとうございました。メインテーマについて、皆様方、ご意見ございましたら、よろしくお願いします。アンケートに答えていただいて、一番多いのは「どちらでもよい」というところでした。自由記述を拝見すると、やっぱりわかりにくい部分も多少あるということがわかったところです。では、このままその前の計画のテーマで突っ走っていいのかっていうと、やっぱりこの自由記述を見ると、一回立ち止まって考えることは必要だと思いますので、ご意見あれば、というところでいかがでしょう。

個人的に思うのは、自由記述の中にもあるとおり、抽象的で少しわかりづらいという点は確かにあるのかなと思うので、この議論を進めていくにおいて、まあ、メインテーマは、例えば、このコミュニケーションシティの創出にしておいて、議論の過程の中で、それにサブタイトルを付けていく、あるいは文言を変えていくってということも、それはできるのか、それとも、ここで確定した方がいいのか、事務局からありますか。

事務局(福祉政策課長):

事務局でございます。もちろん、今すぐ決めなきゃいけないというものではございませんので、皆様からご意見をいただきたいところでございます。ただし、何らかの段階では決めていきたいというふうを考えております。以上でございます。

大野委員長:

ありがとうございます。では、テーマがないと計画を作れないので、まずはこのまま進めていく。ご議論いただいていく中で、微修正、あるいは加筆など行っていくという形で、よろしいですかね。何かご意見があればお願いします。変えるのはまかりならんでも大丈夫です。

では、そういうスタンスで取り組ませていただいて、思いついたものがあれば、事務局の方にご連絡いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、次第 3 です。施策体系について、事務局よりお願いいたします。

事務局(福祉政策課政策推進係員):

インデックス 5 の第 3 章 6 ページをご覧ください。こちらは計画の骨子となる部分であり、メインテーマ・基本方針・基本施策を体系的にまとめたものとなります。基本施策の下に、基本施策に紐づく市の具体的な取り組み例を記載しています。理念やメインテーマ、基本方針も現行計画から継承しておりますので、施策体系についても継承しており、一部表現について修正を行っております。

インデックス 7 をご覧ください。施策体系を継承する場合の設定根拠についてまとめたものになります。表の中は、左からメインテーマ、基本方針、基本施策、主な取り組み例、設定根拠としており、設定根拠については「アンケート調査結果」もしくは「国が示している市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」を根拠としております。

インデックス 5 の第 3 章 6 ページにお戻りください。

修正箇所についてですが、柱 3 安心して暮らせる地域づくり(4)地域医療・地域見守り体制の充実②認知症によるひとり歩き等の早期対応と地域の見守り体制の充実の部分になります。現行計画では「認知症の徘徊等の早期対応と地域の見守り体制の充実」という表現になっておりますが、「徘徊」という表現は認知症の方の行動を否定的・差別的に捉える表現として、国においても「ひとり歩き」といった表現への言い換えをしているとの理由から修正を行っております。

また、基本施策の中で地域共生社会の実現に向けた観点から特に重要と思われる施策に、重点と表記しています。

次に、基本施策に紐づく取り組み例ですが、こちらも現行計画を継承しております。具体的な内容としては、次回以降の議題となる4章～6章への記載となりますが、本日は全体的な骨組みについてご説明させていただきました。

なお、現行計画では基本方針を3つの柱、1基の土台としておりますので、土台部分については、第7章にて記載をしていく予定です。

こちらの施策体系に沿って、次の4章以降に各論を記載していくのですが、4章以降についての具体的なイメージとしては現行計画から大きく変更することは考えておりません。

最後に、7ページの重点施策でございます。第4次計画では、国の掲げている「地域共生社会」の理念を達成するための施策を重点施策として掲げてきました。地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制を構築していくために相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援、を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設され、船橋市は、令和5年度からこの事業を実施しています。重層的支援体制整備事業に力を入れることはもちろんのこと、5次計画においても地域共生社会の実現を目指していることに変わりはありませんので、重点施策についても継承していきたいと考えております。

内容といたしまして、施策体系の柱1「心をつなぐ地域づくり」が該当する地域づくりに向けた支援です。世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備するもので、具体的には、地区社会福祉協議会が開催しているサロン事業などの支援などです。

次に、柱2「楽しく暮らせる地域づくり」の部分が該当する参加支援です。介護や障害・子供・困窮などの既存の支援では対応できないニーズに対し、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりを作るための支援を行うものです。例えば、就労の支援として障害者就労支援事業、障害者の一般就労支援機関の中核となる障害者就業・生活支援センターの機能強化のため、就労支援員を一人配置するための補助を行う、などが挙げられます。

3番目として、柱3「安心して暮らせる地域づくり」の部分が該当する相談支援です。これは本人・世帯の属性にかかわらず包括的に相談を受け止める体制の構築を目指します。ここでは、「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」はじめ、各分野での総合相談窓口、地区社会福祉協議会や民生児童委員が行っている身近な地域での福祉相談などの施策内容となります。

以上3つの支援に基づき対応する施策を重点施策(案)として地域共生社会の実現を目指していきたいと考えております。以上でございます。

大野委員長：

ありがとうございました。では、議題 3 についてご意見ある方はお願いします。ちなみに、今度新しく児童相談所ができることで、児童相談所の項目を盛り込まないといけないと思うのですが、それは包括的な相談支援体制に入るといった感じになりますか。

事務局(福祉政策課政策推進係員)：

今のところ、素案の中で少しだけ書かせていただいております。インデックス 3 の 7 ページ。「船橋市の包括的な支援体制を目指している図のこども・子育て家庭」という丸の中に、「こども子育て家庭を対象にした相談機関」というところで、今年度の 7 月から児童相談所が開設されるということと、今年度から新しくこども家庭センターを設置したというところで、相談支援機関の部分について更新を行っています。今後は、4 章から 6 章の部分でも、掲載させていただくことになると思います。以上です。

大野委員長：

はい、ありがとうございます。確認でございました。では、皆様方ご意見いただければと思います。例えば、重点施策、これでいいですか。というところも含めてあればという。まあ、今回、骨組みを出していただいたので、これを揉んでいく作業に入っていくことになります。

まず、目前の 1 段階として、例えば、この視点が足りてないのではないかという意見があれば、今のうちにもそれを入れて検討していただくことになります。皆さんの忌憚のないご意見をお願いします。

加瀬委員：

少しずれるかもしれないが、1 章 7 ページの「こども・子育て家庭」の丸の中の相談機関の順番に関してもです。子育て支援拠点・児童相談所・こども家庭センターはどれが一番上にくるのか、こういうのに順番付けはないかなと思うが、ご検討ください。以上です。

大野委員長：

ありがとうございました。ご検討いただきたいと思います。

その他、いかがでしょうか。例えば、重点施策も、4 次計画から踏襲をさせていただいているというところで、例えば、今の時代に合っていないという意見や代わりにこういう表現にしてみてもどうか、というところがあればご意見をお願いします。

この段階では難しいですかね。この後ご意見を集める機会があるので、そこでぜひ皆さんの忌憚のないご意見いただければと思いますので、今日のことを改めて思い返して、お考えいただければと思います。

ありがとうございました。それでは、次第に従って第4に移りたいと思います。その他について事務局からお願いします。

事務局(福祉政策課政策推進係員):

事務局です。その他の事項として2点ほどございます。

1点目として、会議への出席にあたり委員の皆様にお支払いしている報償費について、1回の出席当たり9,800円だったところ、今年度から13,000円に増額されますのでご承知おきください。

2点目として今後の地域福祉計画策定委員会のスケジュールについてです。本日配付させていただきましたインデックス9の「第5次地域福祉計画策定に向けたスケジュール」をご覧ください。令和8年度の全4回の策定委員会のスケジュールをお示しております。5月の第3回策定委員会は本日開催させていただきましたところです。次回の第4回は8月頃を予定しており、素案の後半部分をご審議いただく予定です。その次の第5回策定委員会は11月頃を予定しており、素案全体の調整とパブリック・コメントの実施についてご審議いただく予定です。最後の第6回策定委員会が2月頃を予定しており、計画の最終案とパブリック・コメントの実施結果についてご審議いただく予定です。計画の完成後には市長へ計画の完成を報告する予定となっております。

委員報償費と策定委員会のスケジュールについて、説明は以上です。

大野委員長:

はい、ありがとうございました。2点についてご質問等ありましたらお願いします。ご覧いただければ分かるかとおり、次回がおそらく一番ボリュームがあるところになっていて、皆さんのご意見を反映していかないといけない部分になってくると思うので、ぜひご協力よろしくお願いします。全体を通してご質問ございますでしょうか。ありがとうございました。

では、他に事務局からご報告ありますでしょうか。

事務局(福祉政策課長):

皆様、長い時間ご協議ありがとうございました。本日、様々なご意見をいただいたところですが、今日の皆様の意見を伺ってなどで、改めてお気づきの点などがございましたら、今日お配りさせていただいた資料の「第5次船橋市地域福祉計画(案)1～3章に関する意見書」にご記入のうえ、ご提出いただければと思います。様式についてデータで送付をご希望される方がいらっしゃいましたら、この場でお伺いさせていただきます。いかがでしょうか。

(大野委員長、大崎委員、浦委員が挙手)

ありがとうございました。ご希望されました委員の皆様には、この後事務局から電子メールにて様式を送付させていただきます。追加で希望される場合は、別途事務局から送付させていただきます。ありがとうございます。

次回の策定委員会は先ほど説明しましたとおり 8 月頃の開催を予定してございます。内容としては、計画の後半部分、また、今回ご意見いただいた計画の前半部分の修正内容にさせていただく予定でございます。時期が近づきましたら、日程などについて改めてご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

大野委員長：
お願いします。

大崎委員：
本日初めて、参加させていただきました大崎でございます。私からの本日の会議の感想を一言述べたいと思います。まず、横文字が非常に多いわけですが、国立国語研究所の外来語言い換え例を参考に、日本語とカッコ書きでわかりやすく表記していただきたいと思います。

それと、もう一点。いろいろな地域の活動、福祉の活動も、非常に担い手がいなくなっている。これは、私も現役の時は一切地域のことに協力できませんでした。ですから、お年寄りが、支えられる側でなく、いつまでも支える側でいてほしいという施策。どういうことかと言いますと、お年寄りが健康ならば、地域の活動の担い手が増えるわけです。

ですから、船橋はぜひそういう施策をどんどんやっていただきたいところです。

ところが、ここ数年見てみますと、老人憩いの家の補助の廃止、それと敬老会は、今まで 75 歳以上 2000 円を出していたが 80 歳以上にならないと 2000 円出しません、と変わってきている。これはどう見ても 船橋市は、健康老人を作ろうとしてないと、そういうふうに私は感じます。以上です。

大野委員長：
はい、ありがとうございました。ぜひ今のご意見も意見様式でお出しただいて、そして揉んでいただくという形にしたいと思います。はい、お願いします。

浦委員：
社会福祉協議会の浦です。私どもで事業をやっている日常生活自立支援事業について今国会において、社会福祉法の改正がありまして、そこに関わることで、今年の 4 月 23 日の社会保障審議会福祉部

会の資料をじっくり見ていたところ、社会福祉関係の改正事項の中にこのような記載がありました。福祉以外の多様な分野との連携強化のため、包括的な支援体制整備にあたって連携に配慮する分野として、消費者行政や防災を追加するとともに、多様な分野との連携に関する事項を地域福祉計画の記載事項に位置づける、というふうに書かれておりました。今、策定をするとここから6年間、内容は変わらないということになるかと思うのですが、例えば今回こういうふうに改正事項の中で申し出があったその内容について盛り込むという考え方というのは、ございますでしょうか。

事務局(福祉政策課長)：

はい、ご意見、ありがとうございます。ご指摘いただいた、社会保障審議会福祉部会の資料にそういった記載があるというのは、事務局の方でも拝見させていただきました。我々もその段階で初めて目にした内容でございまして、消費者行政のことですとか、防災のことについて、改めて4次計画を確認してみたところ、記載自体はありますが、事業の中でも消費者ですとかの防災については、まあ、いわゆるこの項目の中に先ほどの施策体系にも、防災・防犯については、重要なテーマとして載せていただいているので、今回、閣議決定にはまだ至ってないということですので、それらの動向も踏まえながら、今回の計画の中にどのようにそこを反映できるのか、できないのか、事務局の方で検討させていただいて、ご提案などさせていただければと思います。以上です。

大野委員長：

あとはタイミングの問題ですね。

事務局(福祉政策課長)：

おそらく来年の4月1日以降に施行となるのではと想定しているところです。

浦委員：

今回の国会の会期は7月頃までとなっているので、そこで改正されてしまうと、施行自体はおそらく、1年から1年半の間になると思います。

タイミングとしては非常に微妙ですが、ふわっとした形でも盛り込んでおくことで策定後の6年間を見据えた上でよろしいのではないかと思ったところです。

大野委員長：

船橋は基本的に先取りでやっていく自治体だと思うので、盛り込む前提でどういう形で検討するっていうスタンスの方がいいかもしれないですね。4 次計画で一部盛り込んでいるのであれば、その形をもう少し際立たせるというような書き方がいいかもしれない。

ほか、ご意見よろしいでしょうか。では、これをもちまして、第 3 回地域福祉計画策定委員会を終了したいと思います。皆さん、ありがとうございました。委員の皆様、お疲れ様でした。